

改正

昭和36年 4 月 1 日 条例第 9 号
 昭和59年 3 月30日 条例第14号
 平成12年 3 月29日 条例第 5 号
 平成14年 9 月26日 条例第37号
 平成17年 2 月18日 条例第28号
 平成20年 6 月23日 条例第38号
 平成27年 2 月 6 日 条例第 1 号

八戸市図書館条例

(設置及び所在地)

第 1 条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定により、図書館を設置し、名称及び位置を次のとおり定める。

名 称	位 置
八戸市立図書館	八戸市大字糠塚字下道 2 番地 1

2 八戸市立図書館に分館を置き、名称及び位置を次のとおり定める。

名 称	位 置
八戸市立南郷図書館	八戸市南郷大字市野沢字中市野沢39番地 1
八戸市図書情報センター	八戸市大字尻内町字館田 1 番地 1

(分室等の設置)

第 2 条 図書館及び分館は、必要に応じ、分室、閲覧所及び配本所を設けることができる。

(事業)

第 3 条 図書館及び分館は、次の事業を行う。

- (1) 図書資料、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理、保存及び一般公衆の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用のための相談並びに調査、研究等のための情報提供及び相談に応じること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、映写会、鑑賞会等の開催及び奨励を行うこと。
- (4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会図書室、学校図書館等との連絡及び協力を行うこと。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供を行うこと。
- (6) その他図書館の目的達成のため必要な事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター(以下「指定管理図書館」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第 5 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 図書館資料の整理及び保存に関する業務
- (2) 指定管理図書館の利用に関する業務
- (3) 指定管理図書館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) その他八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第 6 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、指定管理図書館の管理を行わなければならない。

(委任事項)

第 7 条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年4月1日条例第9号）

この条例は、八戸市教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日条例第14号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第5号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月26日条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成14年10月規則第44号で、同14年11月21日から施行）

附 則（平成17年2月18日条例第28号）

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

2 八戸市立図書館協議会条例（昭和37年八戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

八戸市図書館協議会条例

第1条中「八戸市立図書館協議会」を「八戸市図書館協議会」に改める。

附 則（平成20年6月23日条例第38号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月6日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。